

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	福岡財務支局長
【氏名又は名称】	株式会社ラプリス 代表取締役 山田 恵美
【住所又は本店所在地】	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目 1 4 番 2 2 号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年8月28日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	新日本製薬株式会社
証券コード	4931
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社ラプリス
住所又は本店所在地	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目14番22号
事務上の連絡先及び担当者名	新日本製薬株式会社 I R・広報室 江口 博子
電話番号	092-303-8318

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山田 恵美
住所又は本店所在地	福岡県福岡市中央区
事務上の連絡先及び担当者名	新日本製薬株式会社 管理部 I R・広報室 江口博子
電話番号	092-303-8318

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年5月1日
訂正箇所	2026年8月26日提出した変更報告書No.2につきまして、提出事由に詳細を追記、及び第4（提出者及び共同保有者に関する総括表）の（2）株券等保有割合について訂正いたします。

（訂正前）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

共同保有者の増加

株式等保有割合の1%以上増加

（訂正後）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

令和6年金商法改正において「みなし共同保有者」の範囲が見直されたことに伴い、株式会社ラプリスとその代表取締役である山田 恵美が2026年5月1日から「みなし共同保有者」に該当することにより、株券等保有割合が1%以上増加するため

（訂正前）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（2）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年5月1日現在）	AD	21,855,200
--------------------------------	----	------------

提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（％） （ AB / （ AD+AE-AF ） × 100 ）	27.04
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）	27.53

（訂正後）

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

（2）【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年5月1日現在）	AD	21,855,200
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （ AB / （ AD+AE-AF ） × 100 ）		27.04
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		14.13